

平成 13 年 10 月 29 日

各 位

日立電線株式会社

東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号

取締役社長 原 精二

【コード番号 5812】

【東証、大証（以上第一部）】

問合せ先： 人事総務本部

総務部長 鈴 村 慎一郎

T E L : 03 - 5252 - 3261

店 花島電線株式会社

東京都板橋区熊野町 37 番 18 号

取締役社長 小 林 佑 治

【コード番号 5813】

【店 頭 登 録】

問合せ先： 取締役

総務部長 佐 野 富 雄

T E L : 042 - 934 - 1141

「株式交換契約書の変更契約書」締結のお知らせ

日立電線株式会社（以下「日立電線」という。）と花島電線株式会社（以下「花島電線」という。）は、「商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号）」（以下「商法等改正法」という。）の施行に伴い、平成 13 年 9 月 25 日に日立電線および花島電線の間で締結された株式交換契約書の一部を変更する「株式交換契約書の変更契約書」を平成 13 年 10 月 29 日開催の両社それぞれの取締役会決議を経て締結しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

【株式交換契約書の変更契約書の内容】

1. 増加すべき資本金および資本準備金の額

（変更前）

株式交換によって増加すべき日立電線の資本金および資本準備金の額は、以下のとおりとします。

資 本 金 28,467,950 円

資本準備金 以下の計算方法により算出される金額

株式交換の日に花島電線に現存する純資産額 \times $\frac{\text{株式交換により日立電線に移転する花島電線の株式の数}}{\text{花島電線の発行済株式の総数}}$ - の金額

（変更後）

日立電線は、株式交換に際し、資本の額を増加させません。

資本準備金 以下の計算方法により算出される金額

株式交換の日に花島電線に現存する純資産額 \times $\frac{\text{株式交換により日立電線に移転する花島電線の株式の数}}{\text{花島電線の発行済株式の総数}}$

2. 花島電線臨時株主総会の開催時期等

(変更前)

花島電線は、日立電線との株式交換の承認を付議する臨時株主総会を平成 13 年 12 月中旬に開催いたします。また、日立電線につきましては、商法第 358 条（簡易株式交換）の規定により、株主総会における承認決議は予定しておりません。

(変更後)

花島電線は、日立電線との株式交換の承認を付議する臨時株主総会を平成 13 年 12 月 18 日（火曜日）に開催いたします。また、日立電線につきましては、商法第 358 条（簡易株式交換）の規定により、株主総会における承認決議は予定しておりません。

【株式交換契約書を一部変更する理由】

1. 商法等改正法が平成 13 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、株式交換時に新株式を発行しても資本金の額を増加させる必要がなくなりました（新商法第 357 条）ので、これに基づき変更するものです。
2. 平成 13 年 10 月 29 日開催の花島電線の取締役会において、日立電線との株式交換契約の承認を求めるための臨時株主総会の招集が決議されたことに伴い、花島電線の臨時株主総会の開催日を明記しようとするものです。

以 上

なお、発表後 12 時間が経過する時点（2001 年 10 月 30 日午前 3 時）までに本件発表内容をご覧になられた方は、証券取引法第 166 条および同法施行令第 30 条の規定により、インサイダー取引規制に関する会社関係者または第一次情報受領者となりますので、十分ご注意ください。
